

第133号議案

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例を廃止する条例

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例（平成15年島根県条例第72号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第32条第6項の規定によりなお従前の例によることとされた発行手数料及び情報提供手数料に係るこの条例による廃止前の島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の規定の適用については、なお従前の例による。

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 3 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第26号を次のように改める。

26 削除	
-------	--

（知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされたこの条例による廃止前の島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例第2条第1項の規定による発行手数料の徴収及び同条第2項の規定による発行手数料の指定認証機関への納付に係る事務の処理については、なお従前の例によ

る。